

大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員介護休業等規程

平成16年 4月 1日

自 機 規 程 第 7 号

最終改正 令和 5年 9月21日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号。以下「就業規則」という。）第27条第2項の規定に基づき、就業規則第3条が適用される職員（以下「職員」という。）の介護休業等に関する制度を設けて、家族の介護を行う職員の継続的な勤務の促進を図り、もって職員の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、職員の福祉の増進及び職務の円滑な運営に資することを目的とする。

2 この規程に定めのある場合のほか、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）及びその他の関係法令並びに諸規程の定めるところによる。

(介護休業)

第2条 この規程において、「介護休業」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態（以下「要介護状態」という。）の対象家族を介護するために職員がする休業をいう。

2 前項に定める対象家族とは、次に掲げる者をいう。

一 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 実父母又は養父母

三 実子又は養子

四 配偶者の実父母又は養父母

五 祖父母、兄弟姉妹又は孫

六 前各号に掲げる者のほか、機構が認めた者

(介護休業の適用除外者)

第3条 1週間の所定労働日数が2日以下の職員は介護休業をすることができない。

(介護休業の申出)

第4条 介護休業を取得しようとする職員は、介護休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）を明らかにして、当該介護休業開始予定日の1週間前の日までに介護休業申出書に別表第1に掲げる証明書類を添付して、機構に申し出なければならない

い。

- 2 前項の申し出において、介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業の申し出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日より前の日である場合には、機構は当該介護休業開始予定日とされた日から当該1週間を経過する日までのいずれかの日を介護休業開始予定日として指定することができる。
- 3 機構は、第1項の申し出があった場合には、次の各号に掲げる日までに介護休業を申し出た職員に介護休業取扱通知書を交付しなければならない。
 - 一 介護休業の申し出が介護休業開始予定日の1週間以上前になされた場合 介護休業開始予定日の2日前
 - 二 第2項の規定により介護休業開始予定日を指定する場合 介護休業の申し出のあった日の翌日から起算して3日を経過する日（その日が介護休業申出に係る介護休業開始予定日より後の日となる場合にあっては、介護休業開始予定日）
- 4 第1項の規定にかかわらず、介護休業をしたことがある職員は、当該介護休業に係る対象家族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該対象家族については、第1項の規定による申し出をすることができない。
 - 一 当該対象家族について3回の介護休業をした場合
 - 二 当該対象家族について介護休業をした日数（介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数とし、2回以上の介護休業をした場合にあっては、介護休業ごとに、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数とする。）が186日に達している場合
（介護休業期間）

第5条 介護休業申出をした職員が介護休業をすることができる期間（以下「介護休業期間」という。）は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日から介護休業終了予定日とされた日（その日が当該介護休業開始予定日とされた日から起算して186日から当該職員の当該介護休業申出に係る対象家族についての介護休業日数を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日。）までの間とする。

- 2 この条において、介護休業終了予定日とされた日とは、第10条の2の規定により当該介護休業終了予定日に変更された場合にあっては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日をいう。

（介護休業期間の終了）

第6条 介護休業を取得している職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、介護休業はその事由が生じた日（第3号及び第4号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。

- 一 介護休業に係る対象家族が死亡したとき。
- 二 介護休業をしている職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業申出に係る間、当該介護休業申出に係る対象家族を介護することができない状態になったとき。
- 三 介護休業をしている職員が産前産後休暇となったとき。
- 四 介護休業をしている職員が新たに介護休業、育児休業又は出生時育児休暇を取得したとき。

- 2 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、介護状況変更届に必要な応じて、別表第1に掲げる証明書類を添付して、機構に届け出なければならない。
- 3 機構は、前項の届出があった場合には、職員に介護休業終了確認通知書を交付しなければならない。

(介護休業中の身分等)

第7条 介護休業をしている職員は、職員としての身分を保有する（介護休業申出をした時占めていた職名を含む。ただし、申し出をした後職名を異動した場合には、異動後の職名）が、職務に従事しない。

(介護休業中の給与)

第8条 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休業をしている職員の給与の取扱いについては、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程（平成16年自機規程第10号。以下「給与規程」という。）による。

(介護休業期間の満了)

第9条 職員は、申し出を行った介護休業期間が満了した場合には、介護休業満了届を機構に届け出なければならない。

- 2 機構は、前項の届け出があった場合には、職員に介護休業満了確認通知書を交付しなければならない。

(職場復帰)

第10条 職員は、第6条第1項各号に該当することにより介護休業が終了した場合又は介護休業期間が満了したときには、職務に復帰するものとする。

(介護休業終了予定日の変更の申出)

第10条の2 介護休業申出をした職員は、介護休業終了予定日とされた日の2週間前までに介護休業期間変更申出書で機構に申し出ることにより、当該介護休業申出に係る介護休業終了予定日を1回に限り当該介護休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

- 2 機構は、前項の申し出があった場合には、変更前の介護休業終了予定日の1週間前までに職員に介護休業期間変更通知書を交付しなければならない。

(介護休業申出の撤回)

第11条 介護休業の申し出をした職員は、介護休業開始予定日（第4条第2項の規定により機構が介護休業開始予定日を指定した場合にあっては、その指定された介護休業開始予定日）の前日までに、介護休業撤回申出書により機構に申し出ることにより、介護休業申出を撤回することができる。

2 機構は、前項の申し出があった場合には、職員に介護休業撤回確認通知書を交付しなければならない。

(介護部分休業)

第12条 この規程において「介護部分休業」とは、要介護状態の対象家族を介護するために職員がする休業で、次の各号に掲げる場合をいう。

一 1日を通じて職員が大学共同利用機関法人自然科学研究機構勤務時間、休暇規程（平成16年度自機規程第5号。以下「勤務時間、休暇規程」という。）により定められた正規の勤務時間の始業時刻から連続し、又は終業時刻まで連続した4時間の範囲内で、職員が行う介護の状態から必要とされる時間について、15分単位で取得するとき。

二 1日単位で取得するとき。

(介護部分休業の適用除外者)

第13条 1週間の所定労働日数が2日以下の職員は介護部分休業をすることができない。

(介護部分休業の申出)

第14条 介護部分休業を取得しようとする職員は、介護部分休業を開始しようとする日の1週間前の日までに介護部分休業申出書に別表第1に掲げる証明書類を添付して、機構に申し出なければならない。

(介護部分休業申出の撤回)

第14条の2 介護部分休業の申し出をした職員は、介護部分休業開始予定日の前日までに、介護部分休業撤回申出書により機構に申し出ることにより、介護部分休業申出を撤回することができる。

(他の休暇との関係)

第15条 職員は、介護部分休業の期間中において、勤務時間、休暇等規程に規定する年次休暇、病気休暇又は特別休暇の取得を請求することができる。

2 機構は、前項により請求があった休暇を承認した場合において、当該休暇期間は介護部分休業が取り消されたものとして取り扱う。

(介護部分休業の期間)

第16条 介護部分休業を取得できる期間は、要介護状態にある対象家族1人につき、利用開始の日から3年間で2回までの範囲内で、介護部分休業申出書により申し出た期

間とする。

- 2 この条において、利用開始の日とは、当該介護部分休業開始の日をいう。

(介護部分休業期間の終了)

第17条 介護部分休業を取得している職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、介護部分休業はその事由が生じた日（第3号及び第4号については、その前日）をもって終了する。

- 一 介護部分休業に係る対象家族が死亡したとき。
- 二 介護部分休業をしている職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護部分休業申出に係る間、当該介護部分休業申出に係る対象家族を介護することができない状態になったとき。
- 三 介護部分休業をしている職員が産前産後休暇となったとき。
- 四 介護部分休業をしている職員が新たに介護休業又は育児休業を取得したとき。

- 2 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、介護状況変更届に必要な応じて、別表第1に掲げる証明書類を添付して、機構に届け出なければならない。

- 3 機構は、前項の届出があった場合には、職員に介護休業終了確認通知書を交付しなければならない。

(介護部分休業中の給与)

第18条 介護部分休業している時間については、その勤務しない1時間につき、給与規程に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額する。

- 2 前項に規定するほか、介護部分休業をしている職員の給与の取扱いについては、給与規程による。

(不利益取扱いの禁止)

第19条 職員は、介護休業又は介護部分休業を理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以前において、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）に基づき、介護休暇を取得している職員は、この規程により取得されたものとみなし、施行日以後新たにこの規程に基づく介護休業申出書又は介護部分休業申出書の申し出は必要としない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に改正前の規程により介護休業を取得している者は、改正後の規程を適用したものとみなして、介護休業期間を取り扱うものとする。

附 則（令和4年9月15日改正）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年9月21日改正）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別表第 1

	申出様式等	事 項	証 明 書 類
介 護 休 業	介 護 休 業 申 出 書	○介護休業の申出	・ 医師，保健師，看護師，准看護師， 理学療法士，作業療法士，社会福祉士 又は介護福祉士が交付する別添基準に 係る事実を証明する書類
		○対象家族が死亡したとき	・ 医師が交付する死亡証明書又は死体 検案書
	介 護 状 況 変 更 届	○離婚したとき	・ 官公署が発行する離婚届受理証明書
		○婚姻を取り消したとき	・ 官公署が発行する戸籍の記載事項の 証明書
		○配偶者が死亡した場合の 姻族関係終了の意思表示を したとき	・ 官公署が発行する姻族関係終了届受 理証明書
		○離縁（死後離縁を含む。） したとき	・ 官公署が発行する養子離縁届受理証 明書
		○養子縁組を取り消した とき	・ 官公署が発行する戸籍の記載事項の 証明書
介 護 部 分 休 業	介 護 部 分 休 業 申 出 書	○介護部分休業の申出	・ 医師，保健師，看護師，准看護師， 理学療法士，作業療法士，社会福祉士 又は介護福祉士が交付する別添基準に 係る事実を証明する書類
		○対象家族が死亡したとき	・ 医師が交付する死亡証明書又は死体 検案書
	介 護 状 況 変 更 届	○離婚したとき	・ 官公署が発行する離婚届受理証明書
		○婚姻を取り消したとき	・ 官公署が発行する戸籍の記載事項の 証明書
		○配偶者が死亡した場合の 姻族関係終了の意思表示を したとき	・ 官公署が発行する姻族関係終了届受 理証明書
		○離縁（死後離縁を含む。） したとき	・ 官公署が発行する養子離縁届受理証 明書
		○養子縁組を取り消した とき	・ 官公署が発行する戸籍の記載事項の 証明書

